

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府監査委員 高橋 明男
同 中務 裕之
同 鈴木 一水
同 川村 和久
同 白木 恵士

監査の結果（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき実施した監査の結果は下記のとおりであったので、同条第9項の規定により報告します。

記

監査の範囲	主に令和4年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第2項に規定する事務の執行
監査対象機関	別表1のとおり
監査実施日	令和5年10月2日から令和6年1月31日まで
監査の実施方針	監査の範囲に掲げる事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。
監査の結果	別紙のとおり なお、別表2の機関については、監査を実施した範囲において、検出事項に該当するものはなかった。

別表 1

所管部局	監査対象機関
政策企画部	消防学校、東京事務所
財務部	府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）、大阪自動車税事務所
府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター
福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）、修徳学院、子どもライフサポートセンター
健康医療部	保健所（池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野）、こころの健康総合センター
商工労働部	計量検定所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪）、大阪障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター、家畜保健衛生所
都市整備部	土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所、モノレール建設事務所
教育庁	教育センター、中之島図書館、中央図書館
監査委員事務局	監査委員事務局

別表 2

所管部局	監査対象機関
財務部	府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）、大阪自動車税事務所
府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター
福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（吹田・東大阪・富田林）
健康医療部	保健所（池田・茨木・守口・富田林・泉佐野）、こころの健康総合センター
商工労働部	計量検定所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・北大阪）、大阪障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター
都市整備部	土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所、モノレール建設事務所
教育庁	中之島図書館、中央図書館
監査委員事務局	監査委員事務局